

# ゼロからのインボイス

経営管理の辻元法務事務所

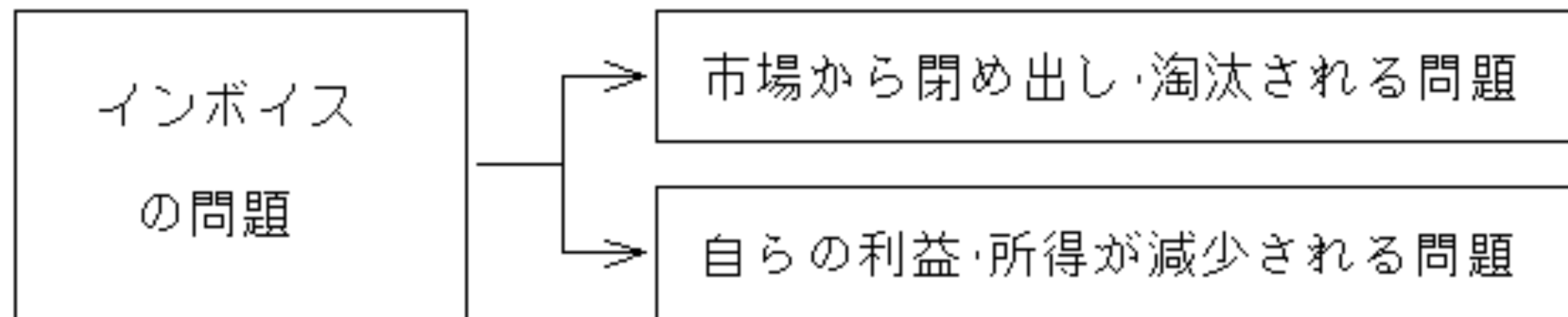
2022.4.25 辻元誠和

# インボイス制度とは

- インボイス制度については、消費税の免税業者であっても、消費税を納付しなければならなくなり負担が増えるという程度はご存知かと思います。
- 例えば小さな個人商店の場合は、単純に最終利益が10%程度目減りしてしまうというイメージでよいかと思います。
- インボイス制度は、令和5年10月からスタートします。課税業者に移行するかを令和4年中に検討して、税務署に申請する必要があります。

# インボイスの問題

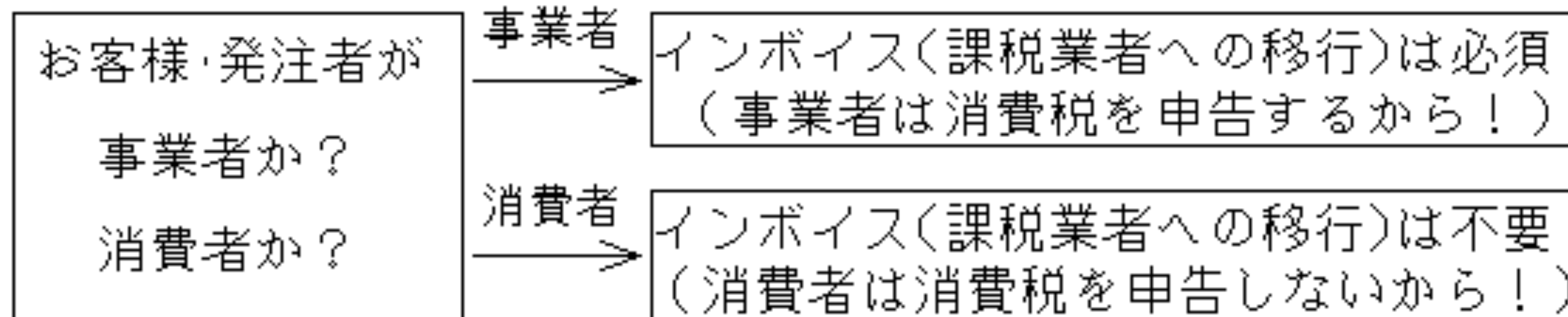
- インボイスの問題は、①市場からの閉め出し・淘汰と、②自らの利益・所得の減少について分けて考えるとよいです。①をクリアしたら、次の②を検討する手順です。
- ①市場からの閉め出しは、自らがインボイスで消費税の課税業者にならないければ、発注先の会社の納税負担が増えるので、お仕事が頂けなくなるというロジックです。
- ②自らの利益の減少は、今まではお客様から預かった消費税を、納税することなく自らの利益にできていたのに、進んで納税するわけですので、利益は当然に減ります。



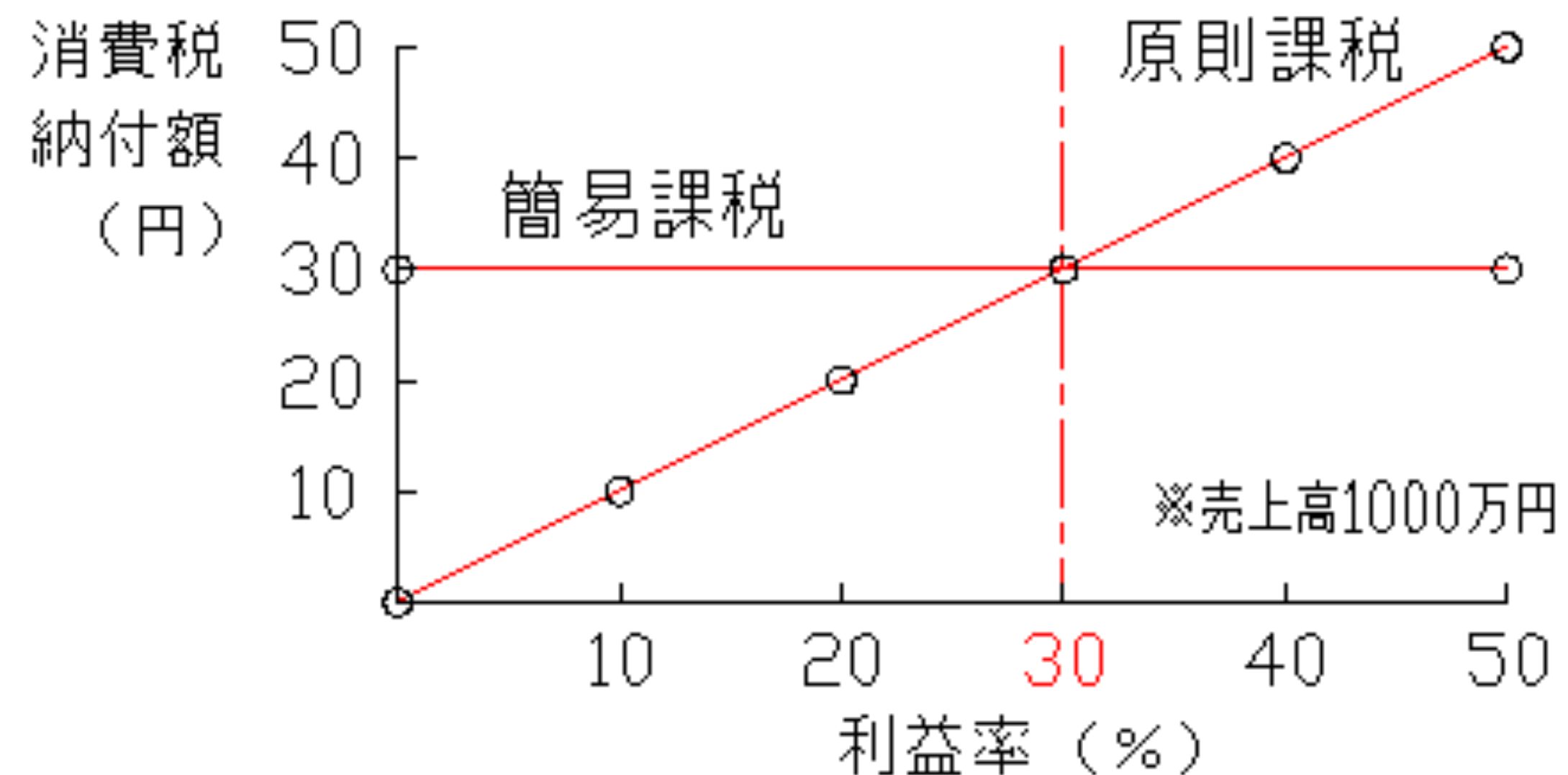
この2つは分けて検討するとよいでしょう！

# インボイスの早見フロー

- ①の問題（市場淘汰）は、次のフローで早めに解決しましょう。
- 顧客の事業者に迷惑が掛かるのであって、顧客が消費者・民間人であれば迷惑が掛からないので後者の場合は今までどおりでよく検討終了です。。
- 顧客が事業者の場合でも、直ちに免税業者の消費税が控除対象外となるわけではなく、6年間の経過措置（80%→50%→0%）があります。



- ②の問題（**所得減少**）は、直近の売上高利益率を使って早めに解決しましょう。
- 消費税の課税のされかたは、①原則課税と②簡易課税の2種類ありますが、売上高利益率が30%より下であれば原則課税を、上であれば簡易課税を選択しましょう。



# 消費税の課税の2種類

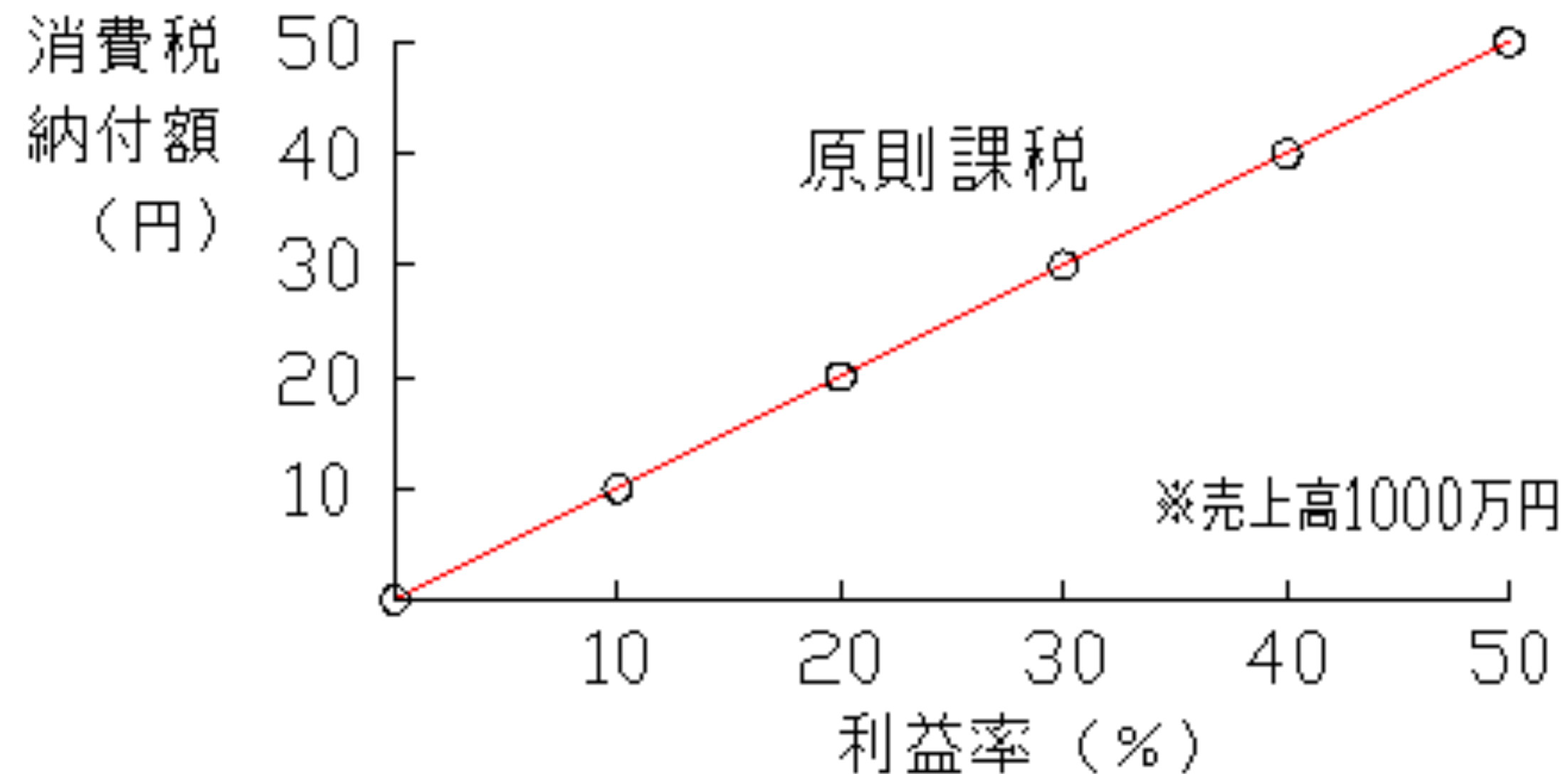
- 消費税の課税のされかたは、次の2種類があります。
- ①原則課税
- ②簡易課税（届出）

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{消費税}} \\ \text{(原則課税)} \end{array} = \boxed{\text{売上に対する消費税}} \\ \text{(仮受け消費税)} - \boxed{\text{仕入・経費に対する消費税}} \\ \text{(仮払い消費税)}$$
  
$$\begin{array}{l} \boxed{\text{消費税}} \\ \text{(簡易課税)} \end{array} = \boxed{\text{売上に対する消費税}} \\ \text{(仮受け消費税)} - \boxed{\text{仕入・経費に対する消費税}} \\ \text{(仮受け消費税} \times \text{みなし仕入率)}$$

※建設業70%（手間請負なら60%）

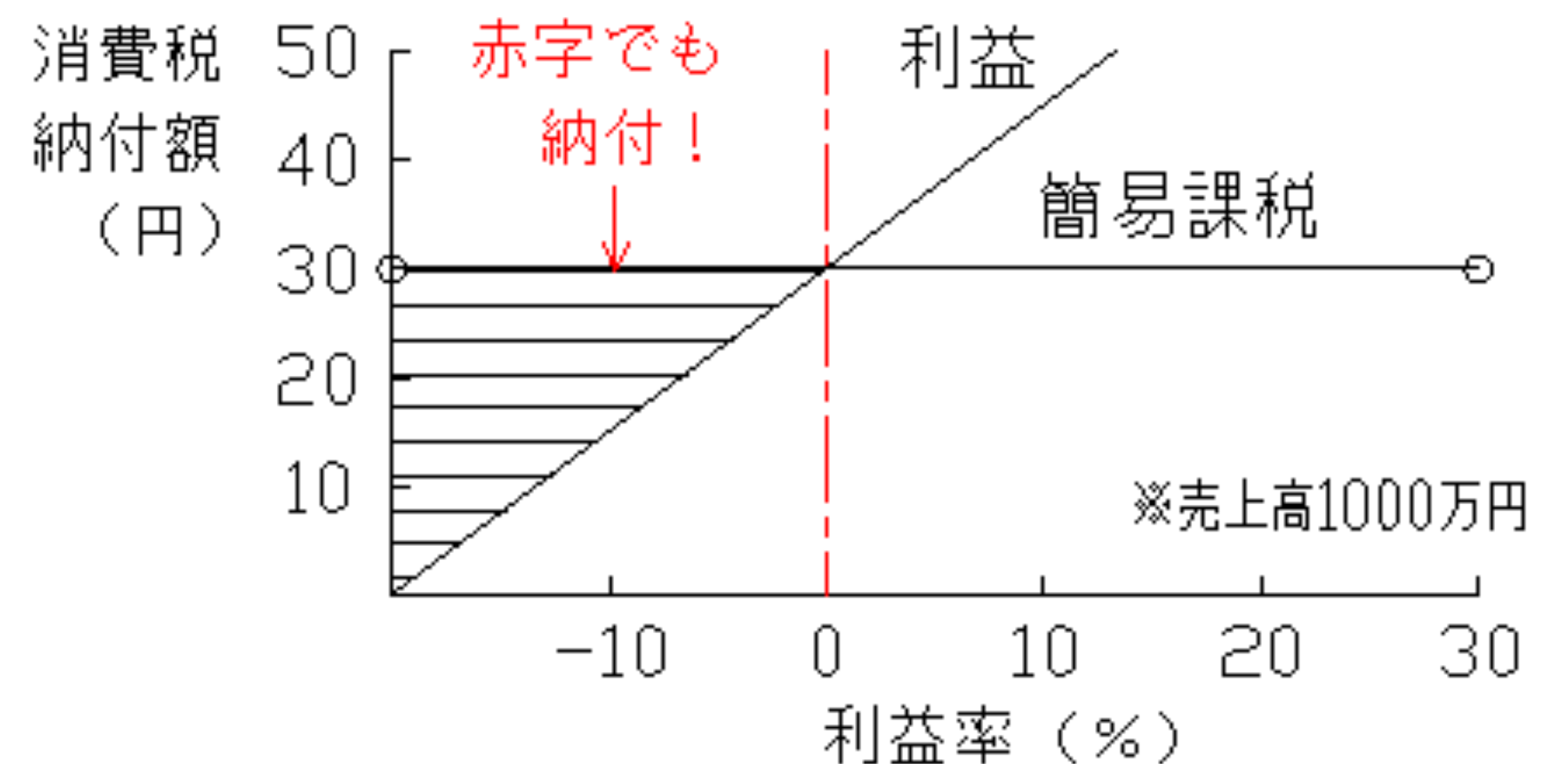
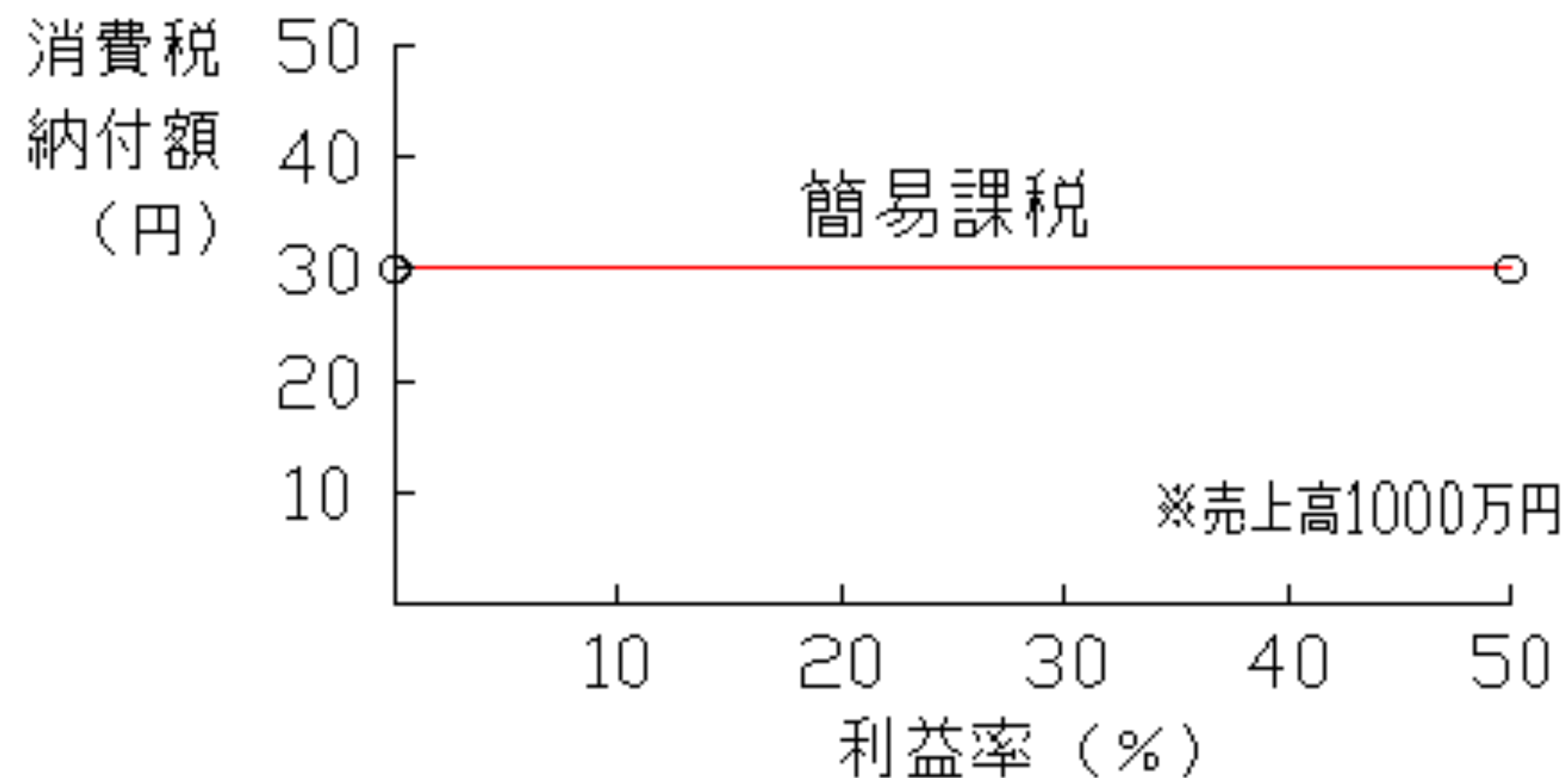
# 原則課税とは

- 預かった消費税と支払った消費税の差額を納付する論理式である。
- 還付請求することで、先払いした消費税が返金されることもある。
- 売上1,000万円のグラフ



# 簡易課税とは

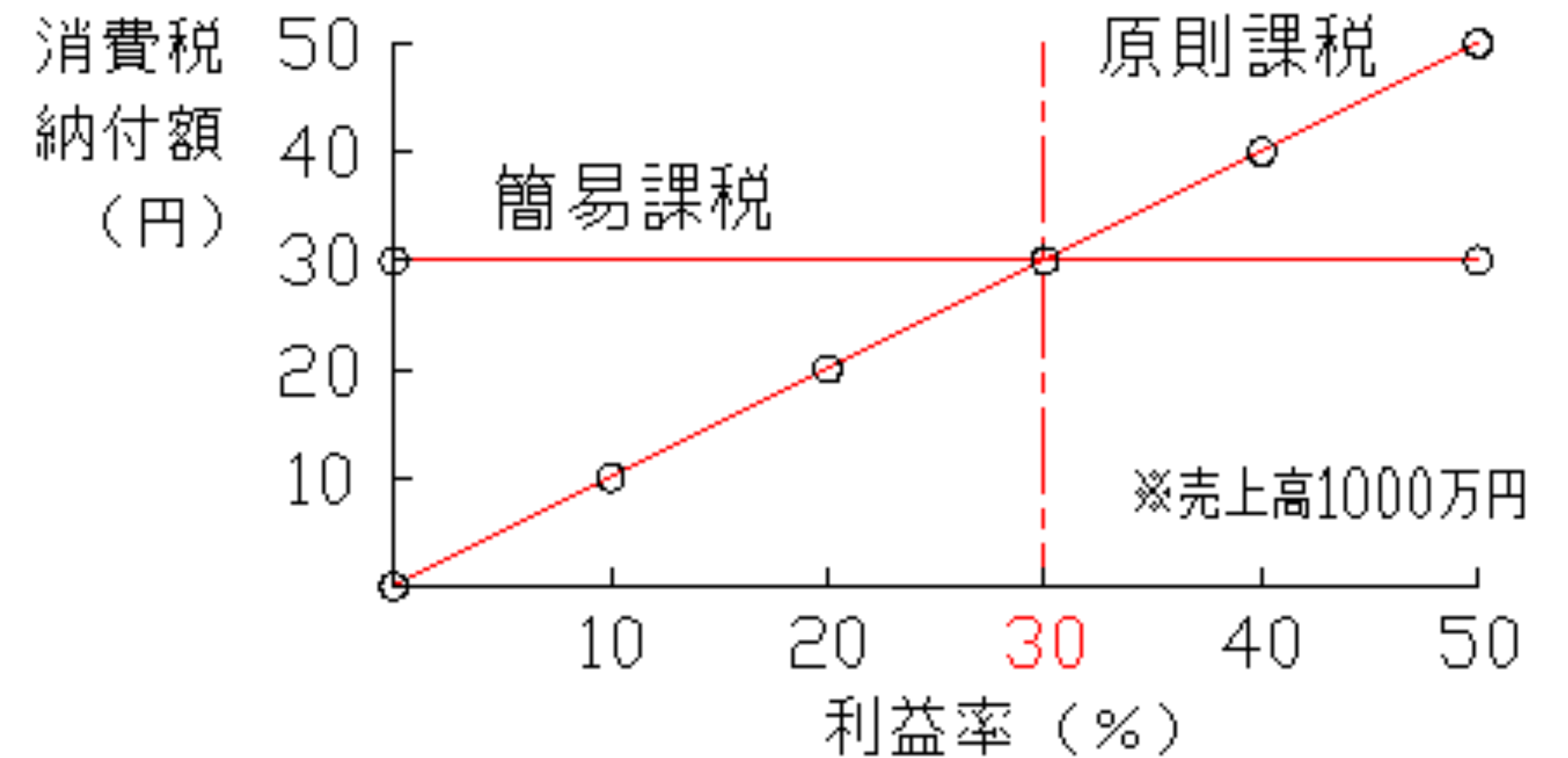
- 納税を簡単にするため、売上高のみで算定するので、経費に関わらず一定額である。
- 赤字で手元現金がないのに、納税するというデタラメなことが起こり、還付もない。
- 売上1,000万円のグラフ





# 一人親方はどちらを選択すべきか

- 選択の判断基準は売上高利益率30%が目安となります。（税引前の利益）
- 店舗を持たず、材料費や外注費も少ない一人親方であれば、簡易課税が有利でしょう。  
→ 本当は50万円だけど30万円でOK！
- 店舗を持ち、それなりに経費の多い一人親方であれば、原則課税が有利でしょう。  
→ 本当は20万円だけど30万円も支払う！



ありがとうございました😊